別添１

情報共有システム試行の流れ

【発注者が指定する場合】

① 工事費 2,000 万円以上の工事 開始

② 入札時、当該工事が情報共有システム試行の対象工事であることを特記仕様書に明示（要領「９．特記仕様書への明示例」参照）

③ 工事契約後、やむを得ない理由がある場合は、受注者間協議により対象工事から外すものとし、その旨、工事打合せ簿（協議書）を取り交わす。

やむを得ず実施しない場合

④ 試行を実施しない

終了

【受注者が希望する場合】

① 工事費 2,000 万円未満の工事 開始

② 入札時、当該工事が情報共有システム試行の対象工事であることを特記仕様書に明示（要領「９．特記仕様書への明示例」参照）

③ 工事契約後、試行を希望する旨、工事打合せ簿（協議書）を取り交わす。

試行を実施する場合

④ 試行決定

⑤ 受発注者協議により、使用するシステムを決定する

ベンダ（情報共有システムを提供する会社）に来所してもらい、システムの操作方法等を確認 **必要に応じて**

⑥ 情報共有システム試行事前協議チェックシート（別紙１）により受発注者間で協議を行う。

⑦ 情報共有システムの試行を実施 **試行実施**

○工事打合せ簿の決裁時の留意事項 ※別添２参照

①受注者発議の場合、監督員は指示内容等を処理・回答欄に記入し、決裁ルートを必要に応じて変更した後、承認する。（指示の場合は、受注者からの承諾書の提出を省略する。）

②資料を添付する場合は、外部資料か内部資料かを十分確認のうえ、文書添付もしくは機密文書の欄に添付すること。（受注者発議の場合、最終決裁前でも文書添付の欄に添付された資料は受注者が確認できる場合がある。）

⑧ 四半期毎に行う試行工事実施件数調査に工事名等を報告 **終了**